

あざみ野第一小学校いじめ防止基本方針

令和5年 3月31日 策定

1 いじめ防止に向けた学校の考え方

(1) いじめの定義

いじめ防止対策推進法第2条にあるように、『「いじめ」とは、児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの』をいう。

(2) いじめを防止するための基本的な方向性

- ア 自然に親しむ環境づくり
- イ あいさつを基本とした人間関係づくり
- ウ 全職員による児童指導体制づくり
- エ 児童、保護者、地域から信頼される学校づくり

(3) 学校いじめ防止基本方針の目的

本校の学校教育目標「夢に向かってかがやく子」の達成のためには、だれもが安心して豊かに学校生活を送ることができなければならない。いじめは学校生活の中で望ましい生活を妨げる大きな要因であり、決していじめをしてはならないし許してはいけないものである。しかし、学校内ではいじめは常に起こる可能性があり、それにより児童の人権を侵害する深刻な問題である。絶対にいじめをしたり許したりしないように、また、いじめを早期に発見し、早期に解決することで児童一人ひとりの人権を守り、いじめのない学校の実現を目指すことを目的とする。

2 組織の設置及び組織的な取組

(1) 組織の構成

校内に「いじめ防止対策委員会」を設置する。

構成委員は、校長、副校長、児童支援専任、主幹教諭、学年担任、養護教諭とし、必要に応じて心理や福祉等の専門家の参加を求める。

(2) 組織の役割

- ア いじめ事案について、いじめ防止委員会が中核となり、年間計画の作成や具体的な取組の実施チェック、見直しなど組織的に取り組む。
- イ いじめの相談・通報の窓口となる。
- ウ いじめの疑いに関する情報や児童の問題行動などに係る情報の収集と記録、共有を行う。
- エ いじめを察知した場合には、情報の迅速な共有、関係のある児童への事実関係の聴取、指導や支援の体制・対応方針の決定、保護者との連携等の対応を組織的に行う。

(3) 年間計画（※いじめ防止対策委員会：毎月開催／学校運営協議会：年4～5回開催予定。）

4月	児童理解研修	10月	児童指導研修、児童理解
5月	いじめ防止研修、児童理解 いじめ早期発見のための生活アンケート（記名式）・教育相談	11月	YPアセスメント② 児童指導研修、児童理解
6月	児童指導研修、児童理解 YPアセスメント①	12月	いじめ解決一斉キャンペーン実施（無記名式アンケート・教育相談） 人権週間、児童理解 学校生活アンケート、児童指導研修
7月	児童指導研修、児童理解	1月	児童理解
8月	児童理解 横浜子ども会議	2月	児童指導研修、児童理解
9月	児童指導研修 児童理解	3月	児童理解 まとめ及び次年度計画立案

3 いじめ防止及び早期発見のための取組

(1) いじめ防止への取組

すべての教育活動や生活環境において、自他を大切にし、自然を愛し、相手を思いやる温かな心情や態度を育てていく。そのために、本校の特色である「花いっぱい学校」、「歌声の響く学校」、「たてわり活動」、「ワイワイランド整備・活用」に関わる取組を充実、推進し、子どもたちの豊かな心を育み、明るさと優しさにあふれる学校づくりを目指す。さらに、

ア 道徳教育、人権教育の充実

イ 児童による自主的な活動の推進（代表委員会によるあいさつ運動の実施等）

ウ 子どもの社会的スキル横浜プログラムの活用

エ 「いじめの定義」について特化した学年・学級指導

オ 情報モラル教育の推進（5，6年生携帯電話安全教室・防犯教室の実施等）

などを通して、集団の一員としての自覚、互いを認め合える人間関係を築いていく。

(2) いじめの早期発見

いじめは大人の目に付きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけあいを装って行われたりするなど、大人が気づきにくい判断しにくい形で行われる。そのため、授業時間のみならず、登下校時、休み時間、昼食時、掃除時間等日頃から児童の見守りや声かけに努め、子どもとの信頼関係を築きながら、些細な兆候でも軽視せず児童の示す小さな変化、信号を感じたときは、速やかに職員間で情報を共有し、いじめの早期発見を徹底する。さらにアンケートや教育相談を定期的実施し、積極的に実態把握に取り組む。

(3) いじめに対する措置

いじめを発見・通報を受けた場合には、いじめ防止対策委員会を中核に速やかに組織的対応し、全職員共通理解のもと、被害を受けた児童を守り通し、加害児童に対しては当該児童の人格の成長を旨とする教育的配慮のもと、再発防止に向けて適切な指導を行う。また、被害加害それぞれの児童の状態に応じた指導、支援を継続的に行う。これらの対応については、保護者との連携を十分に図り、また、関係機関、専門機関との連携の下で行う。

(4) 研修

いじめ防止、対応に関する職員の意識、能力、組織力を高めていくために、いじめ防止基本方針、児童指導・児童理解等についての職員研修を年間計画的に行う。

(5) 学校運営協議会の活用

いじめ問題など、学校が抱える課題を共有し、地域全体で解決していく環境づくりを推進する。

4 重大事態への対処

(1) 重大事態の報告

重大事態と思われる案件が発生した場合は、直ちに教育委員会に報告する。

(2) 重大事態の調査・報告

「いじめ防止対策委員会」を中核として、直ちに対処するとともに、再発防止も視点においた「調査」を実施する。調査結果を教育委員会に報告する。

(3) 児童・保護者への報告

いじめを受けた児童や保護者に対して、調査によって明らかになった事実関係を必ず報告する。また、必要に応じて、臨時保護者会を開き、保護者への報告や協力依頼などをする。

5 その他

必要があると認められる際には、学校基本方針を改定し、あらためて公表する。